

事業項目	実施計画の内容	実施状況
1. 実施体制		
(1) 地域技能振興コーナー	山梨県職業能力開発協会内に山梨県技能振興コーナーを設置し、利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定や派遣に係るコーディネート等、本事業の実施要領のコーナー業務にもとづいて事業を推進する。 また、センターに対しては、進捗状況等の必要な報告を行い、本事業全体としての円滑な事業運営に協力する。	左記計画に沿って事業推進を行っている。
(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ■コーナー長兼コーディネーター 常勤1名：専任 ・コーナー長として本事業の実施責者であるとともにコーディネート全般にも従事。 ■一般職員（コーディネーター） 常勤1名：専任 ・コーナー長を補助すると共に、主たる業務として事業推進に係る業務全般に従事。 	今年度から従来の専任職員1名体制から2名体制に変更して体制の強化を図るべく取り組んできた。増員まで若干の期間は要したが、10月より計画どおり2名体制となった。
2. 地域における技能振興		
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	技能検定課題での予選は、貴金属装身具職種や機械加工職種を実施し、それとは別に本事業での予選会として、日本料理職種について第4四半期に実施を計画し、参加者5名程度とする。	技能検定課題の予選は貴金属装身具職種と機械加工職種で実施済み。 日本料理職種については調理師専門学校と協議中。
(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施	中小企業や教育関連機関に所属する参加選手と指導者に対し、本事業の規定の範囲内で参加費用等の援助を行うことで、より多くの企業等の参加を促進する。 参加選手は両競技大会で計9名程度を想定。	以下の旅費等の支援を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 技能五輪 <ul style="list-style-type: none"> ・貴金属装身具職種：選手4名 ・左官職種：選手1名 指導者1名 ・とび職種：選手1名 指導者1名 ■ 若年者ものづくり競技大会 <ul style="list-style-type: none"> ・電子回路組み立て職種：選手1名 ・木材加工：選手1名 指導者1名
(3) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	センターの編集方針に沿って、本県の被表彰者に対してコーナーが取材を行い、速やかに取材結果をセンターに提出する。	今年度の取材対象者は2名で、センターの指示に従って取材を行って1月末日までにセンターに提出する予定。
(4) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応	両事業については、令和6年度新規認定は実施しないが、認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際はセンターに問い合わせるよう伝える。	現時点では認定内容の変更・廃止等の相談はないが、今後あった場合は左記のような対応を行う。

事業項目	実施計画の内容	実施状況
3 ものづくりマスターの認定、登録に関する業務等		
(1) ものづくりマスターの開拓	電気・電子関係及び機械加工関連職種など、実技指導のニーズの高い職種を中心に、4人以上の認定者を目標として人材の開拓に努める。 具体的な対応は、企業訪問や広報活動、各種団体等への働きかけ等を重点的に行いながら、効果的に推進する。	今年度の新規マスター認定者以下の通り。(現在申請中も含む) ・機械検査：1名 ・かわらぶき：2名 ・建築板金：3名 ・鉄工：1名 ・表装：2名 <u>合計 9名</u>
(2) ものづくりマスターへの説明	認定を受けたものづくりマスターには、実技指導に当たる前に免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。また、すべての認定者に対して、コーナーの指示に基づいて活動する際の条件等についても、文書により通知し説明を行う。	左記の計画に従って随時実施中。
(3) 申請書類等の取りまとめ	申請書類の取りまとめについては、申請を行う者に対して必要な説明や円滑な事務処理の実施を支援し、申請書類をセンターに提出する。	左記の計画に従って随時実施中。
(4) ものづくりマスターに対する研修	指導技法等講習の受講必須者に対しては、センターで主催した研修会を受講したコーナー職員等により、本事業の規定する項目等に関する講習会を行います。(状況に応じ年2回程度の開催を想定)	左記の計画に従って随時実施中。 ※1回目は6月に実施
4 ものづくりマスターの活用に係る業務		
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマスターの派遣等を行う。	左記の計画に従って随時実施中。
(2) ものづくりマスターの派遣による指導の実施	ものづくりマスター等の派遣による指導は、以下を目標に取り組みます。 ①中小企業等：440人日 ②業界団体：80人日 ③工業高等学校等：1,000人日 ④公民館・集会所等：80人日 ①～④合計：1,600人日 上記活動数値を努力目標として取り組む。	11月末時点の実績 ・企業、業界団体：452人日 ・工業高等学校等：1,043人日 ・公民館、集会所等：211人日 <u>合計：1,706人日</u>

事業項目	実施計画の内容	実施状況
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施</p> <p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>若者サポートステーションの受講生を対象として2回程度実施し、延べ受講者20人程度を見込む。</p>	<p>令和7年1月にITの魅力発信（プログラミング）体験を5回実施予定。</p>
	<p>印章彫刻を中心に15回（15校）程度実施することとし、延べ受講者数は750人程度を見込む。</p>	<p>小学校での魅力の発信は11月～12月で12校で実施中で、延べ受講者数は613人の予定。</p>
	<p>フラワー装飾職種を中心に5回（5校）程度実施することとし、延べ受講者数は250人程度を見込みます。高校等での実技指導でも200人日を見込む。</p>	<p>小学校での魅力の発信は令和7年1月～2月に5校で実施予定で、延べ受講者数は342人を見込んでいる。また、工業高校等での実技指導は11月末時点で142人日となっている。</p>
<p>5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営</p>		
<p>(1) 連携会議の設置</p>	<p>・山梨労働局、山梨県産業労働部労政人材育成課、山梨県教育委員会、山梨県経営者協会、やまなし産業支援機構、山梨県技能士会連合会、機械電子系業界団体、ポリテクセンター山梨、山梨県中小企業団体中央会</p>	<p>左記の計画に従って設置済み。</p>
<p>(2) 連携会議の開催回数</p>	<p>2回/年で以下の内容にて開催する。</p> <p>6月：厚生労働省との契約に基づいた推進計画の説明を行い、委員からの意見等を事業推進に反映するよう努める。</p> <p>12月：事業実施状況等を報告し、委員からの意見等に基づき事業の更なる効果的推進に努める。</p>	<p>左記計画に基づいて、 第1回目は6月12日 第2回目は12月11日に開催した。</p>